



29高技管第78号

平成29年6月20日

高知県建設業協会長 様

高知県土木部技術管理課長



交通誘導警備員の配置について（通知）

現道工事における交通誘導警備員の配置について、「交通誘導警備員の配置について（通知）」（平成29年3月7日付け高知県土木部技術管理課長通知）により、警備業法（昭和47年法律117号）第4条による認定を受けた警備業者（以下「警備業者」という。）の警備員の配置が困難な場合の取扱いを定めたところですが、この場合であっても、警備業者の警備員と建設作業員等の他職種の者（以下「建設作業員等」という。）が混在して交通誘導を行うことは認めない旨を下記のとおり追記しましたので通知します。

なお、これに伴い「交通誘導警備員の配置について（通知）」（平成29年3月7日付け高知県土木部技術管理課長通知）は廃止します。

記

1 内容

- (1) 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業者の警備員を配置させることとし、建設作業員等を従事させてはならない。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。
- (2) 「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条」により、供用している高速自動車国道又は自動車専用道路上における交通誘導警備業務、高知県公安委員会が指定する路線における交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。
- (3) 上記(2)以外の交通頻繁な道路上の工事で交通切替又は交通規制が必要な工事、又は交通誘導警備検定合格者を配置することが適当と思われる工事における交通誘導警備業務については、検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

※ 交通頻繁な道路とは、最新の全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査の結果による平日の12時間交通量が5,000台以上/12時間の調査単位区間、及びこれと同等と考えられる道路区間とする。

- (4) 上記(2)(3)以外の交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、検定合格警備員である必要はない。

(5) 上記(4)の場合であって、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、以下の手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等を交通誘導員として従事させることができることとする。

なお、警備業者の警備員と建設作業員等が、同一現場で混在して交通誘導を行うことは認めない。

ア 元請業者は、交通誘導警備業務の依頼を行っている警備業者と、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」(別記様式)を交わし、発注者の確認を受けることとする。

イ 元請業者は、交通誘導に関する安全教育等を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させることとする。

2 適用

本通知日以降とする。

3 問い合わせ先

高知県土木部技術管理課

TEL 088-823-9826

交通誘導警備員の配置に関する確認書

平成 年 月 日

様

印

貴社から、交通誘導警備員の配置依頼のありました件について、下記のとおり回答いたします。

工事番号	
工事名	
工期	自) 平成 年 月 日
	至) 平成 年 月 日
配置要請人数	人
配置要請期間	平成 年 月 日～ 月 日

上記要請期間の交通誘導警備員の配置は困難であり、ご依頼をお受けできません。

上記要請期間において、一部は配置可能です。

配置可能期間：平成 年 月 日～ 月 日

その他

※工事監督職員は、本確認書のコピーを技術管理課あてに送付すること。

記入例1：配置要請期間の一部で、交通誘導警備員の配置が困難な場合

交通誘導警備員の配置に関する確認書

平成 29 年 3 月 10 日

株式会社 高知建設会社 様

株式会社 中央西警備会社

代表取締役 いの南海雄 印

貴社から、交通誘導警備員の配置依頼のありました件について、下記のとおり回答いたします。

工事番号	道改 第〇〇-〇〇号
工事名	県道〇〇線 道路改良工事
工期	自) 平成 29 年 2 月 20 日
	至) 平成 29 年 6 月 30 日
配置要請人数	毎日 2 人 (日曜日を除く)
配置要請期間	平成 29 年 3 月 20 日～ 6 月 20 日

- 上記、要請期間の交通誘導警備員の配置は困難であり、ご依頼をお受けできません。
- 上記要請期間において、一部は配置可能です。

配置可能期間：平成 29 年 4 月 10 日～ 6 月 20 日

その他

※工事監督職員は、本確認書のコピーを技術管理課あてに送付すること。

記入例 2 : 配置要請期間内の交通誘導警備員の配置が困難な場合

交通誘導警備員の配置に関する確認書

平成 29 年 3 月 10 日

株式会社 高知建設会社 様

株式会社 中央西警備会社

代表取締役 いの南海雄 印

貴社から、交通誘導警備員の配置依頼のありました件について、下記のとおり回答いたします。

工事番号	道改 第〇〇-〇〇号
工事名	県道〇〇線 道路改良工事
工期	自) 平成 29 年 2 月 20 日
	至) 平成 29 年 6 月 30 日
配置要請人数	毎日 2 人 (日曜日を除く)
配置要請期間	平成 29 年 3 月 20 日～ 6 月 20 日

上記要請期間の交通誘導警備員の配置は困難であり、ご依頼をお受けできません。

上記要請期間において、一部は配置可能です。

配置可能期間：平成 年 月 日～ 月 日

その他

※工事監督職員は、本確認書のコピーを技術管理課あてに送付すること。